

くらしに役立つ生活情報
センターニュース

きらめく

NO. 152 7月号

北海道立 消費生活センター



道立消費生活
センターHP
二次元コード



かしこしか



ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



家族で夜の散歩（昨年8月）

主な内容

消費者月間街頭啓発……………2	「夏休み 楽しく安全に」子ども注意情報…4
ベスト消費者サポーター章……………3	〈相談事例〉
蛍光灯2027年に製造禁止……………3	貴金属の訪問買い取りに注意を！…………5
徳島県でシンポジウム……………3	〈商品テスト〉ヘアードライヤー…………6、7
消費者トラブルの事例を学ぶセミナー…4	くらしのセミナーを9月10日に開催…………8
国家資格に挑戦しませんか？……………4	消費者教育用 DVD 貸し出し……………8

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouthi-c.jp/>

被害防止呼びかけ官民連携 消費者月間街頭啓発

悪質商法、特殊詐欺撲滅を

北海道立消費生活センターと北海道消費者協会は5月27日に札幌駅前通地下歩行空間で街頭啓発イベントを行い、1,010人が来場しました。



札幌消費者協会の協力で行った寸劇やクイズ大会は満員となり＝写真＝、各

コーナーでは、テレビ局等メディア6社から取材を受けるなど盛況でした。

道消費者協会コーナーでは、悪質商法の手口を掲載した注意喚起を呼び掛けるパンフレットや協会活動を記した広報誌等を配布しました。

迷惑電話防止機能付き電話機展示コーナーでは、シャープ、パナソニックの協力で、電話機やFAX 9台を展示。詐欺の電話がかかってくると受話器を取らなくても切電できる機能などを紹介しました＝写真＝。



北海道警察の協力で、特殊詐欺の注意を呼び掛ける展示コーナーでは、子どもミニ制服着用体験に14人が参加。道警マスコット「ほくとくん」や札幌市消費者教育イメージキャラクター「しろ



うくま」と記念写真を撮影していました＝写真＝。

札幌市消費者センターコーナーでは、「し

ろうくま」や「くろうくま」のパペットや被り物を展示＝写真＝。



サイバーセキュリティコーナーでは、「サポート詐欺」の実演を行いました。パソコン画面にサポートセンターへの連絡先と称する電話番号を表示させ、電話をかけてきた相手から金銭をだまし取る手口を紹介しました。

北海道の担当者による詐欺電話実演体験で



は、犯人役が「あなたに逮捕状が出ている」などと警察官をかたり電話をかけてくる詐欺の手

口を紹介しました＝写真＝。消費生活相談を受けるコーナーでは、買い取り業者からの勧誘電話に関する相談など12件の相談が寄せられました。

エシカル消費、フードドライブも

消費者月間全国統一テーマ「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」に沿い、

エシカル消費の展示もしました。エシカルクイズのパネルを展示し、193人が解答しました＝写真＝。



北海道大学の協力で、エシカル消費をテーマにした動画も放映。「魚網が糸に生まれ変わる」の動画が人気でした。また、フードバンク事業などを行う（株）FFの協力で食料品や日用品の寄付を募り、集まった計39.5kgの食品をイベント終了後に同社を通じて必要な人に届けていただきました。

番井さん ベストサポーター章

消費者庁が実施する消費者支援功労者表彰
ベスト消費者サポーター章を札幌の司法書士、番井（つがい）菊世さんが受賞しました。
5月27日、札幌駅前通地下歩行空間での街頭啓発イベント会場で、高木順一北海道環境生活部くらし安全局長から表彰状が伝達されました＝写真＝。



番井さんは消費者被害の回復・防止に関する裁判業務、申し入れ活動、消費者教育を精力的に行うとともに、特定適格消費者団体である消費者支援ネット北海道の設立に貢献し、現在も理事として尽力されています。

消費者庁が実施する消費者支援功労者表彰
ベスト消費者サポーター章を札幌の司法書士、番井（つがい）菊世さんが受賞しました。
5月27日、札幌駅前通地下歩行空間での街頭啓発イベント会場で、高木順一北海道環境生活部くらし安全局長から表彰状が伝達されました＝写真＝。

蛍光灯2027年に製造禁止

LED ランプへの交換に注意

2027年にすべての蛍光灯が製造禁止になります。すでに使用しているものについては継続使用できますが、蛍光灯をLED ランプに変更する際に従来の照明器具にそのまま取り付けると発煙する恐れなどがあるため、消費者庁は注意を呼び掛けています。

2023年開催の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」で、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を禁止することが決定しました。これにより、2027年12月末に直管蛍光灯

廃止の時期（蛍光灯の種類ごとに廃止時期が異なります。）

種類	直管蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯
廃止年月日	2027年12月31日(※)	2027年12月31日(※)	2026年12月31日
写真(例)			

ランプや環形蛍光灯＝写真左と中央＝が、26年12月末にコンパクト形蛍光灯＝写真右＝が製造禁止となります。

既設の蛍光灯器具のまま蛍光灯をLED ランプに交換する際に注意事項を守らないで作業すると、ちらつきなどの異常発生や、最悪の場合は発火につながる恐れがあります。も

し自分でランプだけを交換する場合は、①蛍光灯器具の点灯方式に応じたLED ランプを選定②LED ランプのパッケージや取扱説明書に記載されている注意事項を守って作業③ランプ交換後、異常がないか確認する一などに注意しましょう。

自宅の配線器具によってはランプだけではなく、照明器具ごと簡単に交換できる場合もあります。「器具ごと交換」も検討してみてください。

（独）製品評価技術基盤機構 NITE では発火実験の動画を公開しています。右記二次元コードより視聴できます。



未来を変えるエシカル消費

徳島県でシンポジウム

6月6日に徳島県で開催された「国際消費者シンポジウム」では、企業の取り組み紹介や、パネルディスカッション＝写真＝などが行われました。基調講演では、マルハニチロによる、マグロの循環型養殖の取り組みなど、SDGs 達成に向けた事業が紹介されました。



事例発表では「エシカル商品の開発を通じた遠い国への最適な援助～社会問題のジブンゴト化～」をテーマに東京学芸大学附属国際中等教育学校の生徒が英語で発表しました。ケニアのストリートチルドレンが貧困から抜け出せない現状を、伝統工芸品から作った商品を通じて知ってもらう活動が紹介され、身近なエシカル商品を購入することで遠い国へ援助できることが紹介されました。

国内外でのエシカル消費については、「食」をテーマに日本、オーストラリア、マレーシア、フィリピン、タイの大学生が発表を行い、食べ残しを堆肥にするサスティナブルサイクルの実践や、AI を活用した食品の在庫管理をする未来などが紹介されました。

消費者トラブルの事例学ぶ

2025年度のくらしのセミナー第1回目は、北海道立消費生活センターの前田麻子主任消費生活相談員が「知って防ごう！消費者トラブル～最近の相談事例より～」をテーマに、特定商取引法やクーリング・オフの基礎知識や、トラブルの多い貴金属買い取り、インターネットを利用したホテル予約のトラブル事例



などを紹介し、注意点を解説しました＝写真＝。消費者が気付かない間に不利な判断・意思決定をしてしまうよう誘導するウェブデザ

インなど、「ダークパターン」による消費者被害についても学びました。会場、オンライン合わせて66人が参加しました。

国家資格に挑戦しませんか？

消費生活センターの相談員の仕事など、消費生活にかかわる職業で、取得すると役に立つ資格の一つに消費生活相談員の資格があります。

国民生活センターは、消費生活相談員資格試験を実施しています。マークシートと論文の一次試験が10月18日、面接の二次試験は12月13日、14日に道外で実施されます。

また、日本産業協会では、消費生活アドバイザー試験を実施しています。こちらは、一次試験は会場でコンピューターを使用する受験形式で択一および〇×式です。10月4日～12日までの間の土、日曜4日間。二次試験は11月30日に札幌会場等で実施し、いずれの試験も、合格すると国家資格が付与されます。

夏休み 楽しく安全に

暑い夏が始まります。夏休みは屋外での活動のほか、子どもたちが自宅にいる時間も増えます。楽しく安全に過ごすためには一。

★気をつけよう 海や川の事故

海や川などでのレジャーが多くなる季節。事故がないよう、保護者は注意して見守りましょう。また、最近では、男の子用の海水パンツのメッシュ生地に皮膚が挟まれけがをする事故も報告されています。水着を選ぶときは、裏地もしっかり確認しましょう。

★ペットボトル症候群に注意を

熱中症対策で水分補給は欠かせません。しかし、その飲み方には注意が必要です。糖分が入った清涼飲料水を大量に飲むと、体調に異常をきたす「ペットボトル症候群」になる恐れがあります。1カ月以上、10%



程度糖分を含む清涼飲料水を毎日1.5ℓ以上飲むと急激に血糖値が上がり、著

しい喉の渇き、体重の減少、倦怠感が出たりします。医学的には「清涼飲料水ケトosis」と呼ばれています。飲み物を買う際には成分表示内容をよく読み、糖分の過剰摂取をしないよう心がけましょう。

☆清涼飲料水を作ってみよう

道立消費生活センターは8月12日に親子体験講座を実施します。「夏休み親子教室～清涼飲料水を作ってみよう！～」をテーマに、日頃よく飲む清涼飲料水の糖度を計り、実際に同じ糖度の清涼飲料水を自分たちで作って試飲し、糖質の多さや食品添加物による味の変化を体感します。「飲み物を選ぶときは何に気を付けたら良いか」などを実験から確かめます。詳しくは教育啓発グループ（電話011-221-0110）へ。

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

TEL 050-7505-0999消費者ホットラインTEL ^{いやや}^{いや}**188**（「嫌や」泣き寝入り）
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

電話で言っていた話と違う・・・

貴金属の訪問買い取りに注意を！

Q1 昨日、一人暮らしをしている90代の母の家に、「使っていない植木鉢を回収するので出しておいて」と、事業者から電話があり、今日訪問してきたようだ。植木鉢を用意していたが、「貴金属はないか」と言われた。純金のネックレスを見せたところ、「8万円で買い取る」と言ってテーブルにお金を置いて、植木鉢と一緒に持って行った。その後、母から相談を受けたが、契約書はなく事業者名が不明で、着信履歴から電話番号だけは把握している。解約してネックレスを返してほしい。（60代 男性）

Q2 6日前、事業者から、「使用済みの食器を引き取る」と電話があり、来訪を承諾した。ところが「この食器は買い取れない。使っていない貴金属はないか」と言われたので、アクセサリーが入った箱を見せたところ、その中から指輪等複数の貴金属を2万4千円で買い取られた。その後、形見の18金ネックレスがないことに気付き、家中を探したが見当たらない。契約書を見ても、18金ネックレスは買い取り品目に含まれていないが、事業者が持って行ったなら返してほしい。（60代 女性）

A 特定商取引法では、事業者が消費者の自宅を訪問して物品を買い取る取引を、訪問購入として規制しています。訪問購入では勧誘に先立ち、事業者名、勧誘目的、買い取る物品の種類を明らかにする必要がある。来訪した際には事前に依頼していない物品を買い取ることは禁止されています（不招請勧誘の禁止）。



また、事業者は同法で定められた内容を記した契約書面を交付する義務があります。消費者は契約書面を受領した日から8日間はクーリング・オフをすることができます。クーリング・オフ期間は、事業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

Q1は、当センターから契約当事者に聴き取りをしたところ、家族に渡す予定のネックレスは売らないと言ったのに、買い取られていたことが分かりました。当センターから事業者に連絡を取ったところ、契約書は交付していると主張し、後日契約書のコピーが送ら

れてきましたが、契約当事者は受け取っていないとのことでした。事業者にクーリング・オフ通知を送付した後、買い取られた物品は返品され、受け取った8万円を返金したことを確認して相談を終了しました。

Q2は、契約書面を確認すると、見当たらない18金ネックレスについては、買い取り物品として記載がありませんでした。相談者から事業者に連絡を取ると、当該ネックレスは買い取っていないと言われたため、最寄りの警察署に相談するよう説明しました。

犯罪まがいの深刻なトラブルも

相談の中には、「目を離した隙に事業者に貴金属を持ち去られたようだ」「身に付けていた母の形見の指輪を事業者から強引に要求されて、怖い思いをした」などの事例も寄せられています。このようなことを防ぐために、事業者から電話がかかってきても安易に訪問を承諾せず、承諾する場合でも、一人では対応しないようにしましょう。トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。



ヘアードライヤー

商品
テスト

髪の毛を乾かすのに欠かせないヘアードライヤーの性能は年々進化しており、家庭用ながら美容室でも使用されているモデルやヘアケア機能を搭載したものなど幅広く販売されています。価格も数千円のものから5万円を超えるものまであります。本試験では1万円前後のヘアードライヤーの風量や風温、風の広がる範囲等を調べ、消費者へ情報を提供します。

テスト品目

1万円程度のヘアードライヤー 5 銘柄
3千円程度のヘアードライヤー 2 銘柄（参考品）



テスト方法

試験は室温 $25 \pm 2^\circ\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 10\%$ 、ノズル等は外して行い、風量調節ができる銘柄は最大風量で行いました。

○**風速及び風の広がる範囲** 縦 $11 \times$ 横 9 マス（ 1 マス $2.5 \times 2.5\text{cm}$ ）の中心が最大風速にな

るように送風し、距離 5cm 及び 10cm で各マスにおける風速を測定しました。

○**乾燥能力** 25°C の水に湿潤させた $10 \times 10\text{cm}$ の綿布（三重ガーゼ2枚重ね、周囲縫い止め）を吹き出し口から 5cm の距離で正面から5分間温風を送風して乾燥させ乾燥前後の質量を測定しました。

○**温風温度** 円周約 65cm のボール表面に厚さ 3mm のフェルトを張り付けた銅板（ 20mm 角、厚さ 0.5mm ）から 30mm 離れた位置から銅板に対して直角に送風し温度を測定しました。

○**消費電力** 消費電力を測定し、定格消費電力と比較しました。

○**電気代** 10分間送風した際の消費電力量を測定し、電気代は 30円/kWh として算出しました。

○**表示** 安全に関する表示の有無を調べました。

テスト結果

<風速及び風の広がる範囲>

温風での最大風速は 5cm では 9.9 （No.4）～ 13.4m/s （No.2）、 10cm では 9.2 （No.1）～ 13.1m/s （No.2）でした。風の広がる範囲に大きな差はありませんでした。参考品（No.6、No.7）は 5cm で 9.7 （No.6）、 10.6m/s （No.7）、 10cm で 7.8 （No.7）、 9.1m/s （No.6）でした。

冷風での最大風速は 5cm では 6.1 （No.1）～ 12.7m/s （No.2）、 10cm では 5.7 （No.1）～

テスト品一覧及びテスト結果（No.6、7：参考品）

No.	メーカー及び商品名	型式	消費電力 [W]	本体質量 [g]	最大風速 (温風・ 5cm) [m/s]	温風 温度 [$^\circ\text{C}$]	電気代 (温風) [円]	購入金額 (税込み) [円]
1	Panasonic ヘアードライヤー ナノケア	EH-NA2K	1200	475	10.0	70.7	5.7	11,270
2	KOIZUMI ダブルファンドライヤー	KHD-W815	1300	655	13.4	43.0	6.6	10,910
3	TESCOM プロテクトイオン ヘアードライヤー	TID5000	1400	685	13.0	41.9	6.9	10,350
4	モッズ・ヘア アドバンス ラピッドボート	MHD-1254	1200	630	9.9	38.0	4.2	11,310
5	SALONIA スムースシャインドライヤー	SAL23209	1200	493	10.3	38.7	5.7	13,200
6	KOIZUMI マイナスイオンヘアードライヤー	KHD-9600	1200	400	9.7	56.1	5.7	2,980
7	Panasonic ヘアードライヤー イオニティ	EH-NE4J	1200	465	10.6	53.2	5.7	3,150

12.7m/s (No.2) でした。風の広がる範囲に大きな差はありませんでした。参考品は 5 cm で7.3 (No.7)、9.0m/s (No.6)、10cm で7.2 (No.7)、8.4m/s (No.6) でした。

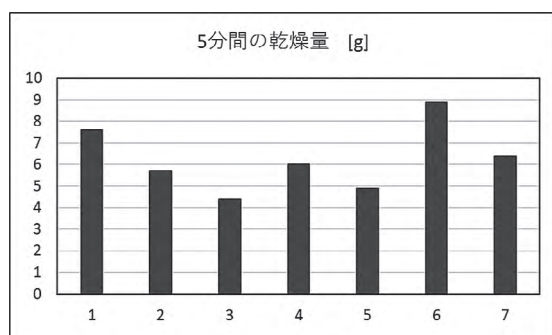
Figure 1 shows a 10x10 grid of squares, representing a 22.5cm by 27.5cm area. The grid is divided into four quadrants by a vertical line at the 5th column and a horizontal line at the 5th row. The top-left quadrant (5x5 squares) contains a 5x5 grid of smaller squares, each labeled with a number from 0 to 9. The top-right quadrant (5x5 squares) contains a 5x5 grid of smaller squares, each labeled with a number from 0 to 9. The bottom-left quadrant (5x5 squares) contains a 5x5 grid of smaller squares, each labeled with a number from 0 to 9. The bottom-right quadrant (5x5 squares) contains a 5x5 grid of smaller squares, each labeled with a number from 0 to 9. The numbers are arranged in a pattern that suggests a sequence or a specific distribution across the grid.

No.1 温風 (5 cm) No.1 温風 (10cm)

風速 (m/s) 及び風の広がる範囲 (一例)

＜乾燥能力＞

温風時に乾燥量は最大となり、乾燥量は4.4 (No.3) ～7.6g (No.1)、参考品は6.4 (No.7)、8.9g (No.6) でした。



＜温風温度＞

温風温度は38.0 (No.4) ~70.7℃ (No.1)、
参考品は53.2 (No.7)、56.1℃ (No.6) でした。

<消費電力>

消費電力は1145 (No.5) ～1392W (No.3) でした。定格消費電力に対して95 (No.5) ～102% (No.4) であり、電気用品安全法による規格基準 (定格消費電力に対し±10%) を全銘柄で満たしていました。参考品は1132 (No.6)、1154W (No.7)、定格消費電力に対して94 (No.6)、96% (No.7) であり規格基準を満たしていました。

<電気代>

温風で10分間稼働した場合の電気代は4.2 (No.4) ~6.9円 (No.3)、参考品 No.6、7は

ともに電気代5.7円でした。冷風で10分間稼働した場合の電気代は0.3 (No.1) ~1.2円 (No.2)、参考品は電気代0.3 (No.7)、0.9円 (No.6) でした。

<表示>

電気用品安全法に定められた安全規格を満たしていることを証明する PSE マークがすべての銘柄で表示されていました。また電気製品の安全のための第三者認証である S マーク（任意）が No.1、2 と参考品の No.6、7 で表示されていました。



PSE マーク



S マーク

消費者へのアドバイス

- ・髪を乾かす際には風量が大きく温度が高いものほど早くなります。ただし温度が高いと髪を傷める原因にもなりますので、温度が高い場合はドライヤーを髪に近づけ過ぎないようにすると良いでしょう。
- ・多機能モデルはサイズも大きく重くなる傾向があります。中には800g 近くあるものもあるため購入の際には重さも確認すると良いでしょう。
- ・最近では温度調整機能で送風温度が高温にならない銘柄もあります。髪を傷めるリスクを抑えるかわりに乾燥までの時間は長くなる場合があります。
- ・最大消費電力が1200W を超えるドライヤーを使用する場合、コンセントは単独で使用しましょう。
- ・ドライヤーのケーブルを本体に巻き付けて収納することを繰り返すと、ケーブルがねじれて断線し火災や感電、やけど、ショートの原因になります。ケーブルはバンドなどでまとめると良いでしょう。
- ・ドライヤーの後ろ側にある吸い込み口にほこり等がたまると故障の原因になるため定期的に清掃しましょう。

**第4回は9月10日開催
くらしのセミナー**

北海道立消費生活センターは、くらしのセミナーを今年度も5～12月の水曜日、計7回開催します＝チラシ＝。

第3回は7月2日にセンター2階くらしの教室で、「ポリファーマシーとは～正しい服薬のための知識を学ぼう！～」をテーマに（一社）札幌薬剤師会健康づくり委員会委員染谷光洋氏が話します。第4回は9月10日、エシカル消費をテーマに開催する予定。

いずれも受講無料。申し込みは会場参加希望者は電話またはFAX、オンライン参加希望者はセンターホームページの申込フォームで受付中。詳しくは教育啓発グループ（電話011-221-0110）へ。

消費者教育用 DVD 貸し出し

当センターは、消費者教育の講座に活用できるDVDを貸し出しています。

若者向けに悪質商法や詐欺の注意喚起を行う「事例で学ぶ！若者を狙った詐欺・悪質商法の手口と対策」（貸出番号201番）では、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルのうち、マルチ商法やバイト詐欺、就職商法などについて説明。各章ごとにSNSの画面や勧誘

令和7年度

北海道立消費生活センター公開講座

くらしのセミナー

参加無料

12

くらしのセミナー

GOALS

15

くらしのセミナー

申込書は裏面だよ。

消費者教育キャラクター「かしこし」

第1回 知って防ごう！消費者トラブル

～最近の相談事例より～

講師：北海道立消費生活センター

主任消費生活相談員 前田 麻子

日時：令和7年5月21日(水)13時00分～15時00分

申込期間：令和7年4月30日(水)～令和7年5月16日(金)

第2回 ご存じですか？健康食品

～その種類と特徴を解説します！～

講師：北海道立消費生活センター

商品テストグループ 技師 小林 周平

日時：令和7年6月11日(水)13時00分～15時00分

申込期間：令和7年5月22日(木)～令和7年6月6日(金)

第3回 ポリファーマシーとは

～正しい服薬のための知識を学ぼう！～

講師：一般社団法人札幌薬剤師会 健康づくり委員会

委員 染谷 光洋 氏

日時：令和7年7月 2日(水)13時00分～15時00分

申込期間：令和7年6月12日(木)～令和7年6月27日(金)

第4回 エシカル消費とは

～自分と社会を豊かにする消費行動～

講師：札幌学院大学経済経営学部経営学科

教授 橋本 真紀子 氏

日時：令和7年9月10日(水)13時00分～15時00分

申込期間：令和7年7月 3日(木)～令和7年9月5日(金)

第5回 冬期間のくらしの中の危険

～製品事故の事例から～

講師：独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)

北海道支所 支所長 神山 敦 氏

日時：令和7年10月 8日(水)13時00分～15時00分

申込期間：令和7年 9月11日(木)～令和7年10月3日(金)

第6回 気象予報士と一緒に考える

～気候変動と災害への備え～

講師：お天気プラス

代表 森山 知洋 氏(気象予報士)

日時：令和7年11月5日(水)13時00分～15時00分

申込期間：令和7年10月9日(木)～令和7年10月31日(金)

第7回 知っておきたい認知症

～正しく知り、寄り添うケアを考える～

講師：札幌医科大学附属脳神経内科

日本認知症学会専門医・指導医 齊藤 正樹 氏

日時：令和7年12月3日(水)13時00分～15時00分

申込期間：令和7年11月6日(木)～令和7年11月28日(金)

の場面をイラストで紹介し、だまされないためのポイントを解説するなど、講座の内容に合わせて活用しやすい構成となっています。

DVDのテーマは消費者トラブルのほか、環境や衣食住、薬粧など幅広い分野があります。一覧は当センターのホームページ内の教材サイト「北海道の消費者教育」**＝二次元コード＝**で紹介しています。



北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

(相談受付時間:平日／午前9時～午後4時30分)

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<https://www.do-syohuhi-c.jp/>

北海道立消費生活センター

